

発議第7号

看護師の全国を適用地域とした特定最賃の
新設を求める意見書の提出について

このことについて、次のとおり意見書を提出したいので、瀬戸内市議会会議規則（平成16年瀬戸内市議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。

令和元年12月19日 提出

瀬戸内市議会議長 日下 敏久 様

提出者 瀬戸内市議会議員 石原 芳高

賛成者 瀬戸内市議会議員 日下 俊子

（提案理由）

高齢化が進む中、多くの看護師が求められているが、厳しい労働環境と低賃金により看護師の定着は進まず、慢性的な人員不足が続いている。

看護師の賃金水準が全産業平均よりも低くなっている原因の一つには、同じライセンスでありながら働く地域によっての賃金格差という実態があり、そのことにより賃金水準が引き上がらず、看護師の地域偏在や離職者増を引き起こしている。

そのため、看護師の賃金の底上げをはかり、安全・安心の医療・看護体制を確保するために、全国を適用対象とした看護師の最低賃金（「特定最低賃金」）の新設を求めるものである。

看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書（案）

高齢化が進む中で、厚生労働省は、2025年に向けた看護職員の推計と確保策の中で、看護職員の必要数は200万人と試算しました。しかし、医療・看護の現場では、引き続き厳しい労働環境と低賃金のもと、看護師の定着が進まず、高い離職率の中、慢性的な人員不足が続いています。日本医療労働組合連合会が実施した「2017年看護職員の労働実態調査」（全国の看護職員3万3千人の集計）では、慢性疲労が約7割、健康不安の訴えも約7割、3人に1人が切迫流産で、流産も1割に達するなど、人手不足の中で過酷な勤務実態が浮き彫りとなりました。このような勤務環境で働く看護師は、仕事を辞めたいと感じながら働いている割合が74.9%にも達し、辞めたい理由の第1位は「人手不足で仕事がきつい」47.7%、次いで「賃金が安い」36.6%と言う結果となっています。「低賃金・過重労働」の実態は依然として改善されておらず、このことが人員不足を深刻化させ、患者・利用者の安全や看護の質にも影響を及ぼしかねない事態になっています。

全産業平均よりも低い看護師の賃金水準の原因のひとつには、同じライセンスでありながら働く地域によって初任給の月額が約9万円にもなる地域間格差の実態があります。本来、公定価格である診療報酬で看護師の労働に関する評価が公正にされるべきですが、地域間格差が大きすぎて看護師の賃金水準が引き上がり、看護師の地域偏在や離職者増を引き起こしています。医療施設等の安全・安心な職員体制や医療・看護現場で働く労働者の処遇の確保は国の責任で行われるべきです。このような観点から、看護師の賃金底上げなど処遇の改善、人材確保と体制強化を実現するため、以下の事項について、要望いたします。

- 1、看護師の賃金の底上げをはかり、安全・安心の医療・看護体制を確保するために、全国を適用対象とした看護師の最低賃金（「特定最低賃金」）を新設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

岡山県瀬戸内市議会

厚生労働大臣 様